

災害時のペット対応 マニュアル



野木町

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 平常時における災害への備え・・・・・・・・4～5
 1. ペットの避難セットの準備
 2. 同行避難の訓練と情報収集
 3. ペットのしつけと健康管理
3. 指定避難所におけるペットの飼育スペース・・・・・・・・6
4. 避難所でのペット対応の考え方・・・・・・・・7
 1. ペットとの避難生活のために
 2. 避難所でのペット飼育の原則
5. 避難所で受け入れる動物について・・・・・・・・8
6. 災害発生直後の対応・・・・・・・・9
 1. 災害発生時に飼い主が行うべき行動

7. 避難所での生活について……………10

1. ペットの鳴き声の対策
2. 排泄物の処理
3. 飼育スペースでの衛生管理

8. 避難所の運営について……………11～13

1. 避難所運営側の対応
2. 飼い主の対応

資料

ペット避難に係る役割……………14

避難所の指示書……………15

様式①:ペット登録票……………16

様式②:ペット管理簿……………17

別紙1:飼育ルール(案)……………18



1. はじめに

災害時には、何よりも人命が優先されます。しかし、近年ではペットも大切な家族の一員であるという意識がより根付きつつあります。

2016年に発生した熊本地震や、2024年の能登半島地震では、ペットの受け入れ方針が定まっていない避難所において飼い主が車中泊をしたことにより体調を崩したり、ペットと一緒に損壊した家屋での生活を余儀なくされたりするなどの事例が発生しました。また、野放しになったペットは他の避難者に危害を及ぼす可能性もあります。

これらの災害の教訓から、ペットの安全が確保されることが大切であることが再認識されました。

各避難所において、円滑にペットと避難者を受け入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするため、あらかじめ具体的な対応を検討しておく必要があります。

そのために、野木町では災害が発生した際の対応方法や、避難所でのペットとの生活について記したマニュアルを作成しました。

本マニュアルを参考に災害発生時には、まわりの避難者と協力しながら飼い主とそのペットの安全確保に務めてまいります。



2. 平常時における災害への備え

災害は突然起こります。飼い主とペットの安全確保ができるよう、日頃からの備えと心構えが重要です。

避難セットの準備やペットへの必要なしつけ、ワクチン接種、避難所及び道順の把握等、まずはできることから備えましょう。

1. ペットの避難セットの準備

災害時、ペット用の支援物資が届くまでには時間がかかります。よって、平時から災害に備えて備蓄をしておき、飼い主が各自で持参しましょう。特に動物の命や健康に関わるものは、忘れずに用意しておきましょう。(医薬品等)

避難セットの準備をする際は、以下の表を参考に準備しておきましょう。

【避難セット】

- ☐ ペットフード・飲料水(最低でも5日分)
- ☐ 鑑札・注射済票
- ☐ 医薬品(常備薬、消毒薬、包帯など)
- ☐ 食器、ブラシ、タオル、毛布類
- ☐ リード、首輪、ケージ
- ☐ 検索用のペット写真(携帯電話などに保存しておく和良好的)
- ☐ ガムテープ(ケージの補修等、多用途に使用可能)
- ☐ ドライシャンプー
- ☐ 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先
- ☐ ペットシーツ、排泄物の処理道具類(トイレ、猫砂、ビニール袋、スコップ、手袋等)

2. 同行避難の訓練と情報収集

同行避難とは、「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットと同行し、避難場所まで避難すること」をいいます。

※指定避難所において、人とペットが同室で飼育管理することを意味するものではありません。

災害が起きた時に安全に同行避難が出来るよう、避難先はどこか、こういったルートで避難先に向かうのかをあらかじめ確認し、実際にペットと一緒にルートを辿ってみましょう。

また、万が一に備えて避難所以外の避難先やペットの一時預け先の確保もおきましょう。

3. ペットのしつけと健康管理

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、他の避難者に対し普段の生活以上に配慮をする必要があり、避難所ごとに決められた飼育場所やルールに基づき、飼い主の責任において飼育しなければいけません。避難所で他の人に迷惑をかけない、また、ペット自体のストレスを少なくするためにも、平常時からの健康管理としつけは大切です。

以下は、避難所で飼育するための必要最低限のポイントです。

犬の場合のポイント

- ・「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけ
- ・ケージの中に入ることに慣らしておく
- ・不必要に吠えない
- ・人や他の動物を怖がらない
- ・トイレのしつけ
(決まった場所で排泄できるように)
- ・狂犬病予防接種と各種ワクチン等の接種
- ・犬フィラリア症などの寄生虫の予防駆除

猫の場合のポイント

- ・ケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておく
- ・人や他の動物を怖がらない
- ・トイレのしつけ
(決まった場所で排泄できるように)
- ・各種ワクチン等の接種
- ・寄生虫の予防駆除

3. 指定避難所におけるペットの飼育スペース

災害時において町内の指定避難所には、ペットの受入れ施設・場所が設置され同行避難が可能です。しかし、人とペットが同室で居住できるものではありません。各避難所でのペットの飼育スペースは以下の通りです。

番号	避難所名	受入施設
1	友沼小学校	プール更衣室、体育倉庫、飼育小屋
2	野木町公民館 町体育センター	公用車用車庫 (運転手室隣、公民館裏、体育センター南側倉庫内)、 駐輪場(公民館裏)
3	野木第二中学校	昇降口前ピロティ、体育倉庫、駐輪場
4	野木小学校	昇降口前軒下、体育館通路、体育舎
5	南赤塚小学校	職員室玄関前ピロティ
6	佐川野小学校	体育館通路、飼育小屋
7	新橋小学校	体育倉庫、体育舎、リサイクル倉庫、プレハブ小屋、 飼育小屋
8	野木中学校	昇降口前ピロティ、体育倉庫、駐輪場、プール通路
9	野木町文化会館	駐輪場、大ホール搬入口
10	老人福祉センター (ホープ館)	駐輪場

※ 避難所においてペットとともに車中泊をする場合は、エコノミークラス症候群や、時期によっては熱中症を発症する恐れがありますので、ペット・飼い主とともに定期的な運動とこまめな水分補給、適切な温度管理を心がけましょう。また、自分で車から出られない幼い子どもはもちろんですが、ペットについても長時間車に残さないように気を付けましょう。

4. 避難所でのペット対応の考え方

1. ペットとの避難生活のために

避難所には動物が嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人なども集まっています。よって避難所におけるペットの存在が、他の避難者にとってストレスやトラブルの原因となる可能性があります。他の避難者から理解を得るためにも常に周りへの配慮を忘れないようにしましょう。

また、日頃から地域での話し合いを持ち、避難所での飼育ルールを地域へ浸透をさせておくことも必要です。

2. 避難所でのペット飼育の原則

(1) ペット飼育は飼い主の責任です。

避難所では、ペットの世話や当面の餌の確保、飼育スペースの管理・確保は、飼い主の責任で行うことになります。ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められることから、飼い主同士が協力して飼育する必要があります。

(2) ペットの飼育スペースは居住スペースと分けます。

ペットの飼育スペースは、人の居住スペースと分けてください。避難所には、動物にアレルギーを持つ方、動物が苦手な方や動物に不用意に手を出しかねない幼い子どもなどもあります。周囲の人に配慮し、飼育スペース以外(居住スペース等)には連れて行くことは出来ません。

(3) 避難所の飼育ルールを守る。

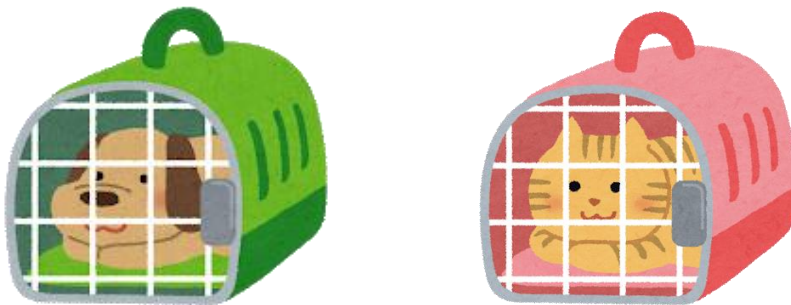
大勢の人が共同生活を送る避難所でペットに関するトラブルが生じないように、各避難所で決められた飼育ルールを守り、適切な飼育をしなければいけません。

ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となり、飼育ができなくなる場合もあります。大事なペットのためにも飼い主自身が責任をもって飼育しましょう。

5. 避難所で受け入れる動物について

【飼育可能な動物】

避難所で飼育できる動物は原則犬や猫、鳥類、げっ歯類等の小動物です。各指定避難所の受入れ施設・場所で飼育しましょう。飼育スペースを新たに設置する場合は、ピロティの下や、屋根がある場所などを考慮して設置し飼育しましょう。その際はケージやキャリーケースなどに入れ、名札を付けて管理してください。



※ケージに入らない場合については、のぼり棒やフェンスに繋ぎ止めて、他の避難者に危害を加えぬよう細心の注意を払ってください。



【飼育不可能な動物】

特定動物(ワニガメやニシキヘビ等)や特定外来生物(カミツキガメやサソリ等)に指定された動物、大型の動物や多数の動物、その他特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については原則として避難所での受け入れはできません。



6. 災害発生直後の対応

1. 災害発生時に飼い主が行うべき行動

(1) まずは、飼い主の安全を確保する

飼い主が無事でなければ、ペットの安全を確保することができません。まずは、飼い主の身の安全を確保しましょう。

(2) 安全な場所へ避難する

自宅から安全な場所へ避難をする際はペットをリードで繋ぐか、キャリーバッグ等に入れ、ペットが逃げださないよう、しっかりと確認してください。その際に避難セットを持って避難所へ向かいましょう。

できる限り飼育しているペットと一緒に同行避難し、自宅に置き去りにしないようにしましょう。

【ペットと同行避難する際のチェックリスト】

☐ 犬の場合は、リードをつけ、首輪が緩んでいないか確認する

☐ 迷子札、鑑札・狂犬病予防注射済票を装着しているか確認する

☐ 小型犬、猫の場合は、キャリーバッグやケージに入れる

☐ 避難セットをもって安全な場所へペットと一緒に避難する

☐ 落ち着いて、ペットに普段通りの声掛けをする

7. 避難所での生活について

1. ペットの鳴き声への対策

動物は慣れない環境での生活に不安を感じ、緊張やストレスから普段よりも鳴き声を発するようになりがちです。そのため、飼い主が積極的にスキンシップをとるなどして、ペットの不安感を緩和させてあげましょう。ストレスの緩和のために、散歩に連れていくことやペット同士が接触しないよう、なるべく距離をとりましょう。外部からの刺激を減らすため、段ボールやバスタオル、毛布などでケージに目隠しをします。避難セットの中にそれらを入れておきましょう。

また、飼い主以外の方が、無断でペットスペースに入ったり、のぞき込んだりしないよう、注意書きも提示しましょう。

2. 排泄物の処理

犬の場合、排泄物は必ず排泄袋に入れて処理してください。猫の場合には、猫砂等で排泄させ袋に入れましょう。猫砂がない場合には、ペットシートや新聞紙を細かく裂いて利用するなどしてご対応ください。また、こういった排泄物はさらに大きな袋かフタつきのゴミ箱に入れるなどして、臭いが漏れないように工夫してください。災害時は、ゴミの収集が遅れることがあるので、こういったひと手間が重要となります。

3. 飼育スペースでの衛生管理

エサや水を与えた際は、その都度きれいに片付け、においが残ったり、虫が寄ってこないよう気を付け、ケージの中の消毒はこまめに行いましょう。また、ケージやペットを飼育するスペースのまわりには、ビニールシート等を使用し、施設に汚れや臭いが残らぬように配慮しましょう。

8. 避難所の運営について(自治会等)

避難所は多くの避難者が共同生活を送る場所となります。同行避難にあっては飼い主が責任と自覚をもって平常時から避難する場合の備えが必要です。

自治会等の避難所運営者は避難所の円滑な運営のために、平常時から全体の流れを確認し、災害時には、双方の立場を理解して過ごしやすい避難所の環境づくりをしていきましょう。

1. 避難所運営組織の対応

- (1) 避難所運営者は避難者がペットと共に同行避難してくる場合に備え、飼育スペースの確認をしておきます。
- (2) 避難所運営者は受付を設置し、ペット登録票(様式①)を飼い主に記載してもらいます。
- (3) 避難所運営者はペットの飼育場所、飼育ルールを周知するとともに、ペット管理簿(様式②)等により避難所に入った飼い主とペットの状況を把握します。
- (4) ペットを連れた飼い主は、後述の飼い主グループを作る支援をしましょう。

予め飼い主グループが作れる場合は、平常時から飼い主グループで避難所でのペットの飼育・管理について細かいことを検討しておくといでしょう。

- (5) 飼い主や飼い主グループは他の避難者とトラブルにならないよう、避難所運営者の指示に従いましょう。

2. 飼い主の対応

○避難が長期(3日以上)にわたる場合、飼い主全員で運営班を編成し、決められた飼育場所を設営し飼育ルールに(別紙1)従い、ペットの飼育・衛生管理等を行う。

○ペットの飼育に必要なケージや当面の餌は、原則、飼い主が持参します。

(1)同行避難

飼い主は避難所責任者に飼育場所を確認し、ペットを安全に一旦保管します。

(2)飼い主グループの立ち上げ

避難した飼い主全員で飼い主グループを作ります。

避難所運営責任者は立ち上げのサポートをしましょう。

(3)代表者の選出

飼い主グループは代表者として、責任者及び数人の副責任者を選出します。

代表者はグループを誘導するほか、避難所運営側との連絡調整を担当します。

(4)飼育ルールの周知

飼い主グループの代表者は、飼い主全員に飼育ルールを周知しましょう。

避難所内に掲示などをして他の避難者へも周知し理解を得ましょう。

(5)避難所の責任者への報告

飼い主グループの代表者は、避難所の責任者に飼育場所を確認し、ペットの種類や数、飼い主の人数などを避難所の責任者へ報告します。

(6)飼育場所の設営

避難所の責任者の承諾を受け、飼い主グループが共同して、飼育場所を設営します。

(7)飼育スペースへの収容

- ア 代表者の指示等に従い、飼い主はペットを飼育スペースに収容する。
- イ 動物種ごとに場所を分けたり、ケージに覆いをしたり、間仕切りを置いたりして、動物同士のストレスを軽減しましょう。
- ウ ペットを登録する管理簿等を作成します。また、個々の動物に名札を付ける等、飼い主がわかるようにすることが望ましいでしょう。
(避難所の責任者と連携し、ペット管理簿で管理する。)

(8)飼育・管理について

飼い主グループが行う「共同作業」と個々の飼い主が行う「個別作業」を整理し、協力して管理しましょう。

ア 共同作業

飼い主グループ全員でローテーションを組んで行います。

- ・飼育場所及びその周辺の清掃、消毒
- ・共用トイレの清掃、汚物の処理
- ・ペット関係救援物資の管理

イ 個別作業

危害防止のため、個々の飼い主の管理が望ましい作業です。

- ・餌やり、給水、食べ残しの片づけ
- ・散歩、ブラッシング
- ・ケージ内外及び周辺の清掃等

ウ 周囲に配慮し、飼育ルールを守った適正な管理

避難所には、様々な方が避難しています。飼育ルールを守って適正に管理し、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。また、飼育場所だけではなく避難所自体の運営にも協力しましょう。

エ トラブルへの対処

他の避難者からの苦情等、トラブルが発生した場合には、解決するよう努めましょう。

○ペット避難に係る役割

平 常 時		
飼い主	避難所運営者	行 政
●避難セットの準備 ●ワクチン接種 ●同行避難の訓練 ●情報収集 ●しつけと健康管理	◎ペットの飼育場所、受入施設の確認 ◎飼育基本ルールの確認	○新たな受入施設の検討及び設置 ○飼育基本ルールの作成 ○住民への周知及び啓発 ○飼育世帯の把握
災 害 時		
飼い主	避難所運営者	行 政
●ペットの入所手続き ●飼い主グループの立ち上げ	◎避難者、ペットの状況を把握する ◎避難者、ペットの入所受付 ◎飼い主グループ立ち上げの支援 ◎飼い主グループと連携	○避難所運営者のサポート
飼い主グループ		
●代表者の選出 ●飼育ルールの周知 ●飼育スペースの設営及び収容 ●適正な飼育・管理		

避難所の指示書

実施者	☒	対応すべき事項
運営者	☐	避難所の入り口等にペットの飼育スペースの案内表示を貼りましょう
運営者	☐	犬の飼育スペースの案内表示を貼りましょう
運営者	☐	猫の飼育スペースの案内表示を貼りましょう
運営者	☐	その他の動物の飼育スペースの案内表示を貼りましょう
運営者	☐	同行避難ペットの受付を設置しましょう
運営者	☐	避難者、ペットの受入れを開始しましょう
運営者	☐	飼い主を集めて運営班(飼い主グループ)を設置しましょう
飼い主グループ	☐	避難してきたペットに迷子札を付けましょう
飼い主グループ	☐	ペットに関する連絡板(注意事項等を伝える)を設置しましょう
飼い主グループ	☐	ペットの排せつ物の廃棄方法と廃棄場所を決め、案内しましょう



様式①:ペット登録票(ペットを連れた飼い主が記入)

ペット登録票							
管理番号							
飼い主	名前	(フリガナ)					
	住所						
	連絡先	固定電話	—	—			
		携帯	—	—			
ペット	呼び名						
	種類	犬 ・ 猫 ・ その他()					
	品種など	() ・ 雑種					
	性別	オス ・ メス					
	特徴						
	犬のみ	登録	有 ・ 無	狂犬病予防注射	有 ・ 無		
特記事項							
入所日	年	月	日	退所日	年	月	日



様式②：ペット管理簿

ペット管理簿(記入例)								
	管理番号	入所日	退所日	飼い主名前	ペット			性の登録 狂犬病予防注射
					呼び名	種類	品種など	
	1	○/○		野木 一郎	のぎボチ	犬・猫 その他()	雑種	オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無
						犬・猫 その他()		オス・メス (登録)有・無 (注射)有・無

ペットの飼い主の皆さんへ

- 1 ペットは決められた場所でネームプレートを着けたケージなどに入れるか、放れないようにリードにつないで飼ってください。また、人の居室には絶対に入れないでください。なお、避難所に同行できるペットは犬、猫などの小動物です。(人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません。)
- 2 ペットには、飼い主の氏名と連絡先を書いた迷子札など、身元が分かるものを着けてください。また、ムダ吠えを防ぐためケージを段ボールや毛布等で覆ってください。
- 3 ペットの管理は、飼い主が責任をもって行ってください。
 - ・餌やり、水やり、ペットの手入れ(体を清潔に)、散歩、ケージや飼育場所周辺の清掃、フン尿の後始末 など
- 4 餌や水を与えた際はその都度きれいに片づけ、ニオイが残ったり、虫などが寄ってこないよう気を付けてください。
- 5 排泄は屋外の決められた場所でさせ、必ず後始末を行ってください。運動やブラッシングも屋外の決められた場所で行ってください。
- 6 散歩のときは必ずリードをつけ、周囲の方の迷惑にならないよう配慮してください。また、オシッコは、ペットボトルで水を持参し流してください。
- 7 ゴミは専用のゴミ箱に分別して廃棄し、ゴミ出しは飼い主さんが行ってください。フンはビニール袋に入れ、ニオイが漏れないようしっかりと縛ってください。
- 8 ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めてください。他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者に連絡してください。
- 9 退所時は使った場所をきれいに清掃・消毒し、届け出てください。